

マーチャモント・ニーダムの 共和政論の決疑論的性格

——判断する「民衆」の発見——

竹 澤 祐 丈

I はじめに——統治機構論と徳論の共和主義思想史

共和主義思想を語る時、二つの要素、つまり、共和政を可能とし、かつ、その思想を体現する統治機構論と、共和政における市民の資質を問題とする徳論とに注目があつまる。ジョナサン・スコットは、道德哲学＝徳論こそが共和主義思想の中核要素であると言明した上で、J. G. A. ポーコックの解釈をあまりに統治機構論に偏った共和主義解釈と批判する。加えてスコットによれば、ポーコックが17世紀英国共和主義者の代表者としてハリントンを描くのも不適切であり、ハリントンはむしろ異端者である¹⁾。

これに対して、筆者は、第一に、統治機構論と徳論のいずれかの要素ではなく、その連関が共和主義思想にとって重要であること、第二に、ポーコックもまたそのように主張したこと、そして第三に、徳論や統治機構論のいずれかだけをもって共和主義思想を描く視角では、少なくとも17世紀英国を扱うのには無理があると指摘した²⁾。

スコットが批判するような議論がポーコックにないわけではない³⁾。それは、

1) Scott [1993], Scott [2000], Scott [2004]。

2) 竹澤 [2006], 竹澤 [2002a], 竹澤 [2002b]。

3) スコットによる同様の批判は、福田有広 (Fukuda [1997]) にも向けられている。福田の主張が、上記の連関を前提にしたうえでの統治機構論の強調なのか、統治機構論か徳論かという二者択一のなかでの前者の重視なのかは、公刊された論考から判断すると、この点に関しては判然としない。もしも前者の立場であったのなら、徳論に関する議論や「共和主義者」と呼ばれる

ポーコックの解釈が、共和主義的な人間像と、キリスト教的な人間像との対立を強調し、その対立を、統治機構論と徳論の対立や、「イングランドの第一級のシヴィック・ヒューマニスト」であり「マキャヴェッリ主義者」でもあるハリントンと、ミルトンやヴェインなどの政論家との対立と同一視しているようにも見えるからである。

しかしポーコックの議論を注意深く読むならば、統治機構論と徳論とは対立的に描かれていない。そしてまた、そのような誤解を引き出しうるポーコックの議論である共和主義的人間像とキリスト教的なそれとの対立の強調もまた、ウェーバーが言うところの理念型どうしの対立として描かれ、そして、実際、いずれかの思想潮流だけを代表する人物を措定していない。問われているのは、われわれ自身の単純な二項対立的なキリスト教理解や聖俗理解のほうであろう。つまり理念型として仮定した共和主義思想とキリスト教思想が、対立する潮流から何を学んで自らの思想をどのように変化させたのか、つまり、その相互作用的反応に着目する視点からの研究こそが求められているのであろう⁴⁾。

そこで提唱したいのは、理想的人間像や求められる徳の相違を中心に、キリスト教のそれとの対照性から共和主義思想の特質を明らかにする既存の手法——それはしばしば過度に図式的になってしまう危険性や、通説の無批判的な再述になりがちな手法——と、市民はどのような徳をどのような方法で具備可能と議論されているのかという視点から、共和主義思想に迫る手法の併用である⁵⁾。

4) 彼の思想家との比較論がその一連のハリントン論において重要な位置を占めなければならないが、実際にはそのような議論は皆無に等しい。そうなると、ニュアンスは異なるものの、スコットが批判するような(二者択一的な)統治機構論的な解釈であるということになろう。

4) 「これら二つの世界観は融合する代わりに、あるいは一方が他方を排除する代わりに、十二世紀以来創造的な緊張関係のうちに共存していたのだ。その距離は、それぞれの世界観が他方のそれを『読んで』理解したり、その思想の一部を受け入れることを可能にする程度には近かった。その一方で、二つの世界観のあいだの継続的な対話と、[それについての]内省を可能にする程度には遠かった」(ルーベンスタイン [2008], 417ページ)。

5) J. C. デーヴィスは、ポーコックの議論を同義反復的と批判しているが(Davis [1981], 竹澤 [2002a]), 共和政の実現方法の違いに着目する接近法は、この問題提起に有効な応答となると考える。

この手法には、次のようなメリットがある。それは、17世紀半ばの（広義の）共和主義者たちの間での各種の論争を、共和政の実現をめぐる路線対立として把握することを可能にする。その結果、わたしたちの共和主義思想理解に厚みをもたせることができ、また観想と実践の関連の理解、具体的には、近世英国において共和主義（者）とは何（誰）なのかという研究史上の難問のための思想的な素材を提供することを可能とする⁶⁾。

そこで本稿では、17世紀イングランド共和主義の始祖と称されるマーチャモント・ニーダム（1620-1678）の共和政論の諸前提を明らかにすること、具体的には『イングランド共和国という事例に関する摘要書 *The case of the commonwealth of England Stated* (1650)』の前半（「読者へ」と第一部）を歴史的背景と関連付けつつ分析することで、共和主義思想史研究における「徳論の問題」への応答を目指す。この作業によって、ニーダムの議論において示された17世紀の「徳論」のひとつのヴァージョンは、（18世紀に特徴的な）その資質の獲得方法を議論しないままその欠如を議論する側面、つまり、徳の欠如を個人の努力不足として批判する議論というよりも、むしろ現在も有効な前提から統治形態の変更へ適切に対応しようとする決疑論的な側面、つまり共和政の成立に関する適切な事実把握に基づく市民のための判断・行動の指針という側面が強いことを明らかにしたい。そして、ニーダムは、そのような市民＝民衆の役割に着目して、その適切な判断力の行使によって共和政を安定させようとする議論をおこなったことも明らかにされる。

II ニーダム共和政論における市民的徳——状況把握能力と類推的思考力

共和主義思想との関連でニーダムをある程度の重要性を付与しつつ取り上げたのは、古典的にはP. ザゴリンであり、近年では、ポーコック、B. ウォーデン、Q. スキナーの一連の研究である。特にウォーデンは、日和見主義者であり文屋に過ぎないとする通説的批判の妥当性がある程度は認めつつも、むしろ、

6) しばしば強調される17世紀共和主義者のクロムウェルへの両義的態度の説明にもなるであろう。

英国共和主義思想の形成における重要性を強調するとともに、ニーダムを英国共和主義思想の先駆者 pioneer と評する⁷⁾。

それでは、共和主義思想の形成へのニーダムの理論的貢献は何であろうか。ポーコックやウォーデンによれば、それは、実在する共和政の擁護のために何が論点であり、そのためにどのような歴史的典拠の提示が必要なのかを明示したことであり、また政体における「民衆」の役割を確定することによって「民衆政体」の可能性を提起した点にある⁸⁾。

1 判断する主体の発見——エンゲイジメント論争とニーダム

国王処刑までのイングランドの政治的伝統において、政体のパリエーションは、事実上、君主政の枠内での多様性であった。つまり、混合政体を標榜している場合でも、とりわけ内乱の渦中で出版された『十九箇条の回答』に見られるように、混合政体が君主権の制限を目指す制限君主政として事実上理解されてしまうのである。加えて、ニーダムがその著作活動を本格化させる1640年代後半においては、君主政の復活の可能性も否定できない状況下で、1649年に成立した共和国体制の安定性をどのようにして確保するのが重大な政治課題となる。したがって現存する共和政の統治の安定性を具体的に構想するためには、(貴族政は君主政と密接なのでそれが単独で成立する可能性はないので) 君主

7) Worden [1991], pp. 449-451, Worden [1994], pp. 45-81, Pocock [1975], p. 383, Pocock [1977], pp. 33-38, Skinner [1998]。ザゴリンは、宗教的狂信の嫌悪にニーダムの一貫性を看取する (Zagorin [1997], p. 122)。

8) 但し、結論はそれぞれ異なるものの、ポーコック、ウォーデン、スキナー、そしてスコットの分析の重点は、本稿が扱う『イングランド共和国という事例に関する摘要書 *The case of the commonwealth of England Stated* (1650)』ではなく、*Mercurius Politicus* や、*The excellencie of a free-state* (1656) に置かれる。

また同様の傾向は、最新のニーダム論を含む Rahe [2008] (特に、その第三部) にも看取できる。レイは、マキャヴェッリの思想的後継者としてニーダムに注目するので、その評価は、「近代のソフィスト」、「日和見主義者 turncoat」と指摘するにとどまっている。したがって、非常に興味深い分析を含むものの、彼の解釈においては、統治機構論と徳論の関係という研究史上の論点を意識して、ニーダムを分析することがない。

Sullivan [2004] は本稿と類似の問題意識を持つが、その分析は、ホップズやマキャヴェッリなどとの思想史的系譜関係を論ずる側面に中心が置かれており、その限りで、『イングランド共和国という事例に関する摘要書』を分析するにとどまっている。

政的要素を含まない混合政体としての民衆政体の可能性を示す必要があった。そしてこのイメージは、通説が強調するように、古典古代のギリシャ・ローマの混合政体と、武装市民の理想像を、読み換えの典拠としてイングランドにおいて実体化されるのである⁹⁾。この実体化のための具体的な作業は、「民衆」の役割と望まれる能力の明確化であった。

ニーダムがこの問題に取り組むきっかけは、エンゲイジメント論争（1649-1652年）である¹⁰⁾。それは、統治の安定性を確保するために、当初は官職就任者に対して、後には18歳以上のすべての男子に対して、共和国体制への服従を誓う宣言への署名を求める共和国政権の政策が引き起こした論争である。当然ながら、君主政の復活をもくろむ政論家を巻き込みつつ、その宣誓の有効性をめぐって激しい議論がおこなわれる¹¹⁾。ニーダムは、共和国体制の報道責任者ジョン・ミルトンの下で、官報 *Mercurius Politicus* の編集実務を担うものとして、この宣誓の有効性、つまり現存する *De Facto* な政府を擁護するために論陣を張るのである¹²⁾。

この論争では、現存する権力と正当な *De Jure* 権力の関係、権力の正当性はどのようにして担保されるのか、そして何より、権力者の交代へ個人はどのように対応すればよいのか、という理論的かつ現実的な難問についての議論がおこなわれる。具体的には、国王チャールズを処刑して成立した共和国体制に従おうとする場合、従前の服従契約は解除されるのかどうか、多くの政論家・宗教家を悩ます論点であった¹³⁾。

なぜこの論争が重要な政治問題となったのであろうか。それは、内乱の渦中の行動や政治信条の違いに関わらず、前記の宣誓を求められたほぼ全ての者が、

9) Pocock [1975], p. 383, Worden [1981], Worden [1994], pp. 68ff.

10) 論争については、Wallace [1964], Wallace [1968], ch. 1, 山田 [1994], 84-115ページを参照。ニーダム以外の論争参加者は後述するエドワード・ギー Edward Gee, ジョン・デューリ John Dury, ロバート・アスカム Robert Ascham, などがいる。

11) Vallance [2001], Burgess [1986], Skinner [2002], 加藤 [1983]。

12) Frank [1980], Anthony [1966], Worden [1995b] を参照。

13) Burgess [1986], Vallance [2001] は、権力の正当性という理論問題よりも、服従対象の変更という具体的な論点こそが論争の中心とする。

詳細はそれぞれ異なるにしろ、政体＝服従対象の変更に関する何らかの理論的・倫理的障害を持ったからである¹⁴⁾。それらは大別して三つあった。第一に、主として国王支持者たちは、上記の服従宣誓が前提とする統治契約という発想に違和感を持っていた。つまり統治が統治者と被治者の契約に基づくという発想自体が、統治権は神からの委託（王権神授説）だと考える彼らには受け入れ難いからである。第二に、主として議会支持者たちは、契約行為そのものではなく、新旧の服従契約、つまり国王への忠誠義務と新政府への新たな服従契約の関係について整理しかねていた。換言すれば、国王チャールズ個人の処刑が内乱の終息に不可避だとしても、その判断が君主政そのもの（と貴族院）の廃止までを正当化できるのかについて逡巡していたのである¹⁵⁾。そして第三に、政治信条に拘わらず、より一般的には、服従対象の変更そのものに対する違和感があった。端的には、新約聖書「ローマ人への手紙」第13章との関係である。

すべての人間は上位にある権威に服従しなさい。神によらない権威はないからであり、存在している権威は神によって定められてしまっているからである。したがって、その権威に逆らう者は、神の定めを反抗することになり、それら反抗する者たちは、自分自身にさばきを招くであろう（新約 [2004], 660ページ）。

これらの障害を取り除かない限り、旧体制の崩壊は直ちに新体制への服従を意味せず、統治の安定性の確保、具体的には、国民の多数を共和政支持へ向かわせることは困難であった。ここにおいて、ニーダムが、共和国体制を正当化する説明が必要になるのである。

しかも、その正当化論は、単に共和国体制への服従を、狭義の政治的根拠で

14) 政治的服従と誓約の緊密な関係については、Jones [1999] (esp. ch. 1.) を参照。

15) 実際の新体制成立も、1649年1月の国王処刑から、「国王と貴族院を持たない」「共和国にして自由国」(An Act declaring England to be a Commonwealth, 19 May 1649) として成立する同年5月まで、数ヶ月の紆余曲折があった。それでもなお、新体制＝共和国体制が安定しない時期に、エンゲイジメント論争が生ずる。

はなく、現在でもまだ有効な政治的・宗教的・道徳的諸前提を基盤にしつつも、それらから類推的思考によって妥当な結論を導出することによって、個々人が服従対象を決定する際の良心の呵責などの不安を除去できるような、政体選択に関する決疑論的説明 casuistry である必要があった¹⁶⁾。つまり、現在の共和国体制を取り巻く状況の的確な把握を前提に、個々人が無理なく服従対象の変更を可能にするための推論的結論を得られるような思想的枠組みとそれを補強する歴史的な事例紹介が求められていた。具体的には、次の三つの理論的・歴史的説明、第一に、政体は可変的であり多様であること、第二に、政体が変更された場合の対処法、そして第三に、複数の政体から選択する際の判断基準（≡共和政の優位性の主張）の提示である。これらによって、「民衆」は誰に服従すべきかを適切に判断する素材を与えられ、その結果、現存する共和国体制への服従を自主的に選択するという目論見が実現するとニーダムは考えていた。つまり、「民衆」は、服従に関して、現在の共和国体制を必然化している諸条件の枠内で、自らの判断や行動を自由に判断する主体としてニーダムによって把握されていたのである。

2 ニーダムの決疑論

上記のようなニーダムの決疑論的説明においては、所与の条件下で適切な政治的判断を下すために、「民衆」は、状況把握能力と類推的思考力とを具備している必要がある。この理由について考察するために、ニーダムを中心に内乱期の政論家に有力な思考様式である決疑論とはどのようなものかを簡略に示しておきたい。

良心例学とも訳される決疑論とは、具体的な行為の選択に際して生じるジレンマを避けるために、典型的な事例の分析 case study を基に、それが依拠する判断基準を明らかにしつつ、その基準の直接適用が難しい個別事象を、その

16) Vallance [2001] も強調するように、エンゲイジメント論争の参加者は、程度の差はあれ、立場を問わず、決疑論的な思考法に依拠していた (p. 60)。

基準を用いて評価するために類推的に思考する分析手法のことである¹⁷⁾。その際に依拠すべきものは、聖書と各人の理性＝良心であった。そして、このような性格を持つ決疑論は、中世以来存在してきたが、近世以前あるいはヨーロッパのカトリック諸国では、主として、告解を与える司祭たちの指針を示す性格が強いものに対して、近世の、しかもプロテスタント国であるイングランドにおいては、「民衆」が自ら判断するための思考様式の側面がより強調されてくる¹⁸⁾。

もちろんイングランドにおいても、決疑論は、内乱期の独占物ではなく、国王ヘンリー8世の下で、プロテスタント国家となって以降、重要性をさらに増したといえる¹⁹⁾。つまり、イングランドがプロテスタントとカトリックのあいだを揺れ動く渦中で、国王や国家の宗教と、個人の宗教信条が異なる事態が生じた場合、個々人が信仰を損なわずに行動するにはどうすべきかという問題が、喫緊の、そして身近な問題として現出したからである。その際に参照すべきは、もちろん聖書と個々人の理性＝良心であったが、決疑論的判断や助言の確実性や説得性を高めるために、ギリシャ語、ラテン語、ヘブライ語などの取得を通じた古典学の研鑽の成果を、決疑論の典拠として混合的に利用する努力がおこなわれた²⁰⁾。

ニーダムが直面したイングランドでは、国王と議会の並立状態 *double majesty* が機能不全に陥っていたが、このシステムでは、いずれか一方だけで秩序を再建することは不可能であった。ところがこの並立状態を前提とせずに新しい秩序を創造することは難しい。したがって、従来のシステムが内包してい

17) OED では、「一般的に認められた宗教や道徳性に関する規則を、状況が異なる個別の事例や、義務に関して判断が分かれる事例に適用することによって、良心に関する問題を解決しようとする倫理学の一部である」とされている。

また思想史上有名なのは、ジェスイットの決疑論（厳密には過度のそれ）に対するパスカルの批判である。詳細については、中村 [1965], 272-277ページを参照。

18) 小泉 [1980], Slight [1981], Donagan [1988], Donagan [1999], Thomas [1993], Sampson [2002]。

19) Rose [2008]。

20) Thomas [1993], p. 35。

た個別の政治的・道徳的価値基準の中から、現時点でも有効性を持つものを選び出し、それらの組み合わせから、新しい政治状況に対応するための推論、つまり良心 conscience が納得する帰結を選び取る必要がある。換言すれば、従前の諸前提の正確な把握だけでなく、(その無自覚的な延長ではなく)それらの自覚的延長能力として、類推的思考力を発揮することが求められていた。

そしてニーダムの決疑論も同様に、聖書、理性、古典語や古典学に基づいてはいたが、聖書に依拠する場合も、より一般的な信条にであって、聖職者がおこなうような詳細なものではない。以下に見るように、ニーダムの参照材料の重点は、むしろ理性、古典語や古典学などの、広義の人文諸科学にある。さらにニーダムに特徴的なのは、決疑論的枠組みを取りつつも、通常、そのジャンルに属する書籍が多用する良心 conscience という言葉を、それほど用いていない。これらの点を強調するならば、ニーダムの決疑論は、政治的、あるいは、世俗的決疑論と呼ばれるべきものであろう²¹⁾。

以上のようなニーダムの決疑論の前提作業としては、従来のシステムが内包していた政治と道徳の諸原理で、現在も有効なものを析出するために、事例としてのイングランドの詳細な分析が必要になる。つまり、このような事例分析的に事態を把握しようとするニーダムの意図は、書名に事例 case という言葉が含まれている点からも明瞭であろう。そしてまた、このような分析視角は、ニーダムのほかの出版物、例えば、*The case of the kingdom stated* (1647)、*The case stated between England and the United Provinces* (1652)、*A True state of the case of the commonwealth* (1654) などでも使われているように、まず何人も疑いえない「事実」を記載し、その「事実」に基づいて適切な判断を読者たる「民衆」に促す彼の姿勢は一貫している。

ニーダムは、現状分析から現時点でも有効な政治と道徳の諸原理を取り出し、それらに依拠しつつ、それらの組み合わせから、妥当な類推結果として、新し

21) 但し、このように呼ぶ場合でも、政治や世俗という形容が、現代的な語感から来るような、宗教や道徳と無関係であることを意味しない点は重要である。Sommerville [1992], Worden [2001] を参照。

い秩序である共和国体制への服従を「民衆」が自発的に選択するよう促すという議論の展開をおこなっている。

3 ニーダムの現状認識と有効な政治の諸原理の析出

それではニーダムがいまだに有効と判断する政治的・道徳的な諸原理とはどのように描かれているのであろうか。本稿を通して考察するのは、『イングランド共和国という事例に関する摘要書』の前半部分である²²⁾。同書の構造を簡潔に示せば、次のようになる。その意図を簡潔に示した「読者へ」、政体、服従などの問題を理論的に論ずる第一部、そして、イングランドの現状に即してより具体的に議論をおこない、かつ、なぜ共和国体制への服従かを説く第二部から構成されている。全編を通しての一貫した特徴は、共和国への「民衆」の自主的な服従を調達するために、豊富な歴史的素材を提供しつつ「納得させる」という姿勢である。とりわけ本稿の課題にとって重要なのは、「読者へ」と第一部でおこなわれる「説得 [=読者の納得]」である。

まず「読者へ」の冒頭で、ニーダムは、ある「告白」をおこなう。それは、自分自身もこの書で展開する内容とは異なる見解を当初は持っていたのだが、「公平な目でこの新しい政府 [=共和国政府]」とそれを取り巻く諸条件の詳細な検討によって意見を変えたというものであった。そのきっかけは、共和国政府にもエンゲイジメント論争にも直接的な利害関心を持たない多数の学識者の見解の比較考量だったとニーダムは言う。したがって、この改心の過程であり結果でもある本書は、古典古代からの様々な政論家からの豊富な引用や参照を含んでおり、説得性も十分にあるとニーダムは自負するのである (CCE, p. 3.)。

上記のようなニーダム自身による改心の説明は、自らに対する日和見主義者という批判を逆手に取った反論でもあった。ニーダムによれば、この著作は、

22) 以下、同書からの引用・参照は、本文中に、CCEと略記したのちに、ページ数を記す。また解釈に際して、加藤 [1983] が参考になった。

「良心 conscience, 正しい道理, 必要性, 様々な国の慣習, そしてわれわれ自身の安全」の観点に沿って書かれた書物なので、「軽はずみで, 移り気」なやつのもろくでもない見解という批判があったとしても、それは全く妥当性を欠く (CCE, p. 3)。したがって、この書を精読した読者が、そこでの議論に説得され (= 納得し)、見解を変えたとしても、それは極めて自然だとニーダムは強調するのである (CCE, p. 3.)²³⁾。

以上のように著作の意図と性格を示したあとで、ニーダムは、読者を説得するために、二種類の議論を本書に配置したと言う。第一は、「良心に従う者 conscientious man」に向けた議論である。彼らは、「正当で理に合うこと」しか容認しないので、ニーダムは、「服従の妥当性」を以って説得に努めると言う²⁴⁾。第二は、「普通の人 worldling」に向けた議論である。彼らは、「自らの利益になるものは何でも喜んで受け入れる」ので、服従への不同意がもたらす「不都合と危険性」を示すだけで彼らを納得させられるとニーダムは言う。上記のように読者層を二種類に分類することは、既存の党派対立を相対化する効果を持つので、これまでの所属集団にとらわれずに各個人の自主的な判断を促すニーダムの巧妙な仕掛けとも言えるであろう。その結果、ニーダムの著作には、これら二つの色調の異なる議論が並存することになるが、いずれの場合であれ、現在の政治状況における制約条件とそこで可能な選択肢を示しつつ、選ぶべき道を示すという議論の構成になっている (CCE, p. 4.)。

ニーダムは、著作の第一部第一章「あらゆる統治形態は生成変化 revolutions し寿命を持つ」において、アリストテレス『生成消滅論 *De Generatione et Corruptione*』を参照しつつ、「『生成から崩壊 corruption』の円環において万物は永続的に流転 perpetual rotation する」(CCE, p. 7.) として、同様の考え方を、キケロ、タキトゥス、セネカ、ルカヌスの作品からも引用する²⁵⁾。そ

23) サリヴァンもこの点に注目している (Sullivan [2004], p. 118.)。

24) ニーダムは、自らを「良心的な人」であると分類している。

25) 政体の変遷ではなく、一定の方向性を有した循環を議論したポリビュオスの名前が入っていないことは、ジェームス・ハリントンの歴史論との異同を考える上で大変重要である。 /

して、ニーダムによれば、政体もまた流転説の例外ではなく、プラトンが『国家』で示した貴族政、民主政、君主政の間の変遷から政体を語る考え方を紹介し、政体を含む事物の変遷が、「神の意思 Devine Providence」に因るとする (CCE, p. 8.)²⁶⁾。したがって、「この世において、最もよく確立された最強の統治機構であっても一時的なもの temporary に過ぎ」ず、それはせいぜい「500年程度」しかもたない。実際、シリア、ペルシャ、アテネやスパルタ、そしてローマの統治（共和政500年＋帝政500年）もそうであったとニーダムは言う (CCE, pp. 9-10.)。そしてひとつの王朝の支配もまた有効性の期限が明確にあるとニーダムは付言する (CCE, pp. 12-13.)。

以上のように諸国の統治の歴史を概観したあとで、ニーダムは目をイングランドに転じつつ、同様に、ひとつの統治形態の時間的有限性を指摘する。

ノルマン征服からほぼ600年経過したわがイングランドの君主政が、いまや、他のすべての統治機構に共通する運命に従って、その利益を他の権力、一族、もしくは【統治】形態に譲渡するべきだと考えてもまったく不思議なことではない (CCE, p. 13.)

つまりニーダムによれば、イングランドもまた、内乱によって「古い統治形態が崩壊 corruption」したが、それは「新しい統治形態の生成」を意味している。そして、この統治形態の変更が神意によって追認されている現在、古い統治形態である君主政を復活させることは不可能であるとする (CCE, p. 13.)。「格好だけの忠誠心」を満たすためだけに君主政の復活を試みることは、神意と歴史の諸事例が示すように、「砂上の楼閣 castles in the air を築く」に等しい

、なお Revolution の17世紀的含意については、Snow [1962], Hill [1990], Rachum [1995] を参照。

26) ニーダムは、異なる政体間の変遷と単一政体の時間的有効性とを明確に分けて議論していない。つまり、単一政体の有効性が消失したあとで、連続的に別の政体に移行するのかどうかは、その間に無秩序の可能性の有無を考える上では大変重要である。実際、17世紀イングランドの共和主義者たちは、無秩序の可能性についての議論をしばしばおこなっていた。したがって、この点に関するニーダムと他の共和主義者との関係に関しては、別稿で論じたい。

「虚しい試み labor in vain」なのである (CCE, pp. 13-14.)²⁷⁾。以上のようにニーダムは、流転史観に基づいて、統治形態の時間的有限性を強調することによって、政体には様々なものが存在し、政体は変更可能という理論と事例の紹介をおこなった。

第一部第二章「剣の力は、過去から現在まで常に、統治のあらゆる権原のなかでもっとも基底的である」においてニーダムは、政体変遷の原因を明らかにするために、政体がどのような原理によって決まるのかを議論する。まずニーダムは、「剣の力が、現在も、統治のあらゆる権原の基礎であるし、これまでもずっとそうであった (CCE, p. 15.)」と言って、力の優劣が、統治者を決めてきたと指摘する。そしてこのことは、バビロン、アッシリア、メディア、ペルシャ、マケドニア、アテネ、スパルタ、ローマの権力者や王朝の変遷を見れば明らかである (CCE, pp. 15-17.)。しかもニーダムによれば、これらの異教徒の事例だけでなく、キリスト教圏の事例を見ても同様である。そこでも、「剣 [の力] が、共和国と王国の唯一の決定原理 *disposer* であり執行原理 *dispenser* であることが了解されるでしょう」 (CCE, p. 17.)。つまり、ニーダムによれば、キリスト教圏でも、「力強い篡奪行為」に統治の権原が置かれていることは明白なのである (CCE, p. 18.)。

さらにニーダムは、以上見てきたような遠い過去の事例だけでなく、16世紀アラゴンやカスティリア、ポヘミア王国、バヴァリア公国などの最近の事例を見ても、統治の権原が剣の力にあることがわかるという。そして、われわれのイングランドの最近の歴史もまた、剣の力によって統治者の交代が行われてきたことを教えている。ノルマン征服しかり、バラ戦争しかり。ヘンリー7世も武力によって国王位という権威を手に入れたのである。つまり、ニーダムによれば、「ひとつの王朝から別の王朝への [統治の] 権原の転移に関して、剣 [の力] に着目する説明以上に示唆を与えてくれるもの」はないのである

27) 党派別のスローガンや政策の問題点に関する、より具体的な分析は、同書第二部第一・二・三章で展開されている。

(CCE, p. 25.)。

ニーダムによれば、物理的な力こそが統治の権原であるという政治の原理は、有史以来、有効である。

4 抵抗権の否認

以上のヨーロッパ史やイングランド史が教える歴史的事実は、ニーダムによれば、次のことも同様に示している。それは、「民衆はそれら [=武力に基づいた] 権力者たちをにべもなく拒否することは決してなく、むしろ (公共の安全と安寧のために) 権力者の交代に際して [新しい権力者に] 受動的に服従してきた」ということである (CCE, p. 28.)²⁸⁾。実際、ヘンリー7世など篡奪者たちは、「相続という権原をまったくもたないまま、力だけによって」国王となったが、「この国の人々は全体として、彼らが統治を行うあいだ、彼らへの忠誠と服従を誓った」のであった (CCE, p. 28.)。したがって、われわれは、「非合法的であり単なる物理的力に基づいている」権原しか持たない統治者に対してであっても、服従しなければならない。「それ以前の忠誠、契約、盟約に関する良心 [の呵責] を理由に、もしくは、剣によって非合法的に確立されたという理由で現存する統治への服従を拒むものは誰であれ」、「この世の理性的判断と常識に反する」偏屈者の名にふさわしい。服従をあくまで拒否することは、「国家反逆罪」なのである (CCE, pp. 28-29.)²⁹⁾。

それでは、力への服従や抵抗権否認の強調はどのような含意を持つのであろうか。それは、誰が力を持っているのかを見極めてその人物に服従することの必要性を意味する。つまり見極めの重要性である。しかし現在のイングランド

28) 受動的服従論は、本来、為政者と異なる信条を持つ臣民が良心の呵責なく当該の為政者に服従しても良いとする考え方である。したがって、それは、基本的には、政治と宗教の問題を扱うものなので、世俗の支配権を僭称する者同士の対立のための説明原理として直接的に利用されることはない。ニーダムがそのように利用していることは重要である。

なお、17世紀イングランドでの受動的服従論の意義と意味については、鈴木 [1994]、第二章を参照。

29) 国家反逆罪の含意が、内乱期のイングランドにおいて、君主個人への反抗から国家という法人への反抗とされる歴史過程については、Orr [2002]を参照。

のように、複数の権力者が並存する場合、つまり力による決着がはっきりとついでいない状態では、どのような基準によっていかなる権力者を〈力あるもの〉として選ぶべきなのであろうか。これは、個人にとっては、決疑論的な疑問への回答の提示を意味する。イングランドの内乱はまさにこの種の問題が問われたのである³⁰⁾。

ニーダムは、〈力あるもの〉が誰なのかという問題に直接の回答を与える代わりに、続く第一部第三章「統治への不服従の結果、保護という恩恵を与えられないとしてもそれは妥当である」において、不服従の不利益を論ずる。

ニーダムによれば、「[現在の] 統治者への不服従は、彼ら [=不服従者] からその保護 protection の便益を奪う」ことは正当だとして、その理由を三つ挙げている (CCE, p. 30.)。第一に、「保護とは、保護者に対する、被保護者の服従と交友 friendship の対価」であるから、「服従と交友のないところでは、法的な保護と安全は与えられない」(CCE, p. 30.)³¹⁾。第二に、アリストテレス『政治学』などを参照しつつ、法と服従がないところでは、市民的な交際を破壊し、全体の秩序維持などの「公的な安全」や「公的な効用」——それは「正義の執行、徳の称揚、悪徳への処罰」を意味する——を確保することができない (CCE, p. 31.)。そして第三に、私人は、権力者の権力獲得方法について疑問を呈する権利を持たないだけでなく、権力者はその権力を不正・非合法に手に入れたとしても、服従を強制できるとニーダムは言明する。グロティウスなどに言及しつつ、「権原 titles」は論ずるに値する問題ではないと結論付けるのである (CCE, p. 31.)。

30) ポーコックは、混合政体の言説が、王党派にも議会派にも利用可能な言い回しとして機能していた事実を指摘しつつ、両陣営とも、非常に多くの前提と価値観とを共有していた側面を強調する。そして、内乱の渦中で、一方が他方を完全に敗北させることが出来なかったので、両陣営ともが「合法的な権威」のままであったこと、その結果、いずれかに従うことを求められた者たちは、自らの良心だけにしがたがって、自らの決定をおこなわざるを得なかったと説明する (Pocock [1977], p. 22, 竹澤 [2002c], 第IV章)。

31) 「交友」とは、対等な立場のものの中でしか成立しないという感覚は、思想上、重要である。この点については、半澤 [2003], 149ページ以降、宇野羽 [2001] を参照。

神の法は、地上の権力への抵抗を悪と断ずるのであり、また諸国の法によっても、(権力が正当に獲得されたか否かに拘わらず) 地上の権力への服従を拒否する者は、自らの所有権と保護とを剝奪されることが正当である (CCE, p. 32.)。

ニーダムによれば、服従の果実は、徹頭徹尾、個人の安全 (と所有権) の確保という利益なので、権力への不服従は自己利益を損なうことであり、また許されない。つまり、ニーダムは、抵抗権の否認もまた、現在も有効な政治の原理と考えるのである。

5 新しい統治形態の正当性

これまで分析してきたニーダムの議論は、「民衆」が求められる第一の資質である、的確な現状把握の問題に属するのに対して、本節と次節では、適切な状況判断を前提に、より実践的な思考、つまり、「民衆」に不可欠な第二の資質である類推的思考に関するニーダムの議論を分析する。具体的には、第一部第四章「民衆の大部分によって設立された政府は、あたかも民衆全体が同意を与えたのと同等の有効な正当性 *de jure* をもつ」と、第五章「[スコットランドとイングランドの] 忠誠と盟約という誓約は、イングランド共和国での新たな内乱や敵対行為を開始する正当な根拠とは全くならない」である。つまり、イングランドの内乱という歴史的経緯を踏まえた上で、共和国政府への服従を調達可能とするニーダムの議論の分析である。それは、具体的には、新しい統治者への服従の問題である。まずニーダムが取り扱うのは、権力 (統治機構) の正当性の問題である。この議論は、エンゲイジメント論争の論者の一人、エドワード・ギー Edward Gee (1613-1660) の *An Exercitation Concerning Usurped Powers* (1650) への反論にもなっている³²⁾。

第一部第四章でのニーダムの議論は、グロチウスの『戦争と平和の法』の

32) ギーに関しては、DNB, Pyle [2000], pp. 331-332, Bliss [1817], p. 503, Smart [1976] を参照。

「序言」を頻繁に参照しながら、法とは多数派の意志と利益を反映したものであり、法は他者を服従させる強制力を伴って始めて効力を有するという点を強調する (CCE, pp. 34-35.)。このことは、モーセ、ペルシャのサイラス王、テセウス、そしてロムルス of 偉大な事績からもわかる。そしてニーダムによれば、ソロンの場合も、「法と力を共に用いることによって、つまり、権威と権力の併用によって」、国政改革を成し遂げたのであった (CCE, p. 35.)。ここでもニーダムにとって重要なのは、物理的な力である。

この考え方を基に、ニーダムは、イングランドの内乱の勝者である共和国政府は、いわゆる戦争権によって正当性を獲得したと解釈する。つまり、国王と議会の並立状態そのものを否定するのではなく、その枠組みを前提に、それが機能不全に陥った原因を国王側の行為 (=戦争権の行使) の結果に帰そうとするのである。ここでも『戦争と平和の法』を英訳することで、その論拠とする (第一巻第四章第十三節)。

もしも権威が、国王と、議会における臣民とのあいだで分割されているとき、両者はそれを分有していることになる。国王が自己に属さない部分を篡奪しようとする場合は、国王は自らの権威の範囲を超えたのであるから、武力を用いてこれに抵抗することは正当である。しかも国王は、戦争の法によって、自らの権威さえも失うのである (CCE, pp. 35-36.)。

これをニーダムは言い換えて、次のように言う。

もしも国王が戦争権によって、権威と権力に関する自らの所有権 *share and interest* を失い打ち負かされた場合、[以前は、議会における臣民と分有していた権威と権力の] すべては、国王に勝利した臣民の手に握られているはずであって、それ以外にそれ [=権威と権力] を要求できるようなグループは存在しないのである (CCE, p. 36.)。

したがって、君主政の崩壊後に成立した共和国政府こそが、すべての権威と権

力とを有することは、「すべての人民の集合体が同意」したのと同じように、正当 *de jure* なのであるとニーダムは言う (CCE, p. 36)。

同様にニーダムはギーの主張に、逐一、反駁を加えていく。ニーダムによれば、ギーの議論は、「見せかけが立派なだけで誤っている仮説という脆い根拠」にしか基づかないにもかかわらず、不当にも、共和国政府を「篡奪者」として批判を加えている。「篡奪 *usurpation*」とは、「正当な権利、権原、もしくは要請 *calling* を欠いたまま権威の座を不法に占有すること」³³⁾ という自らの定義に基づいて、ギーが共和国政府を「正当な権利と権原を欠く」と批判するのは妥当ではないとニーダムは反論する。ニーダムは、「統治に関する権利と権原は、国王、貴族院、庶民院という協調的な権力主体によって分与されているのであり、庶民院のみにあるのではない」というギーの主張³⁴⁾ を取り上げて、自分も同じ前提に立つと反論する。しかしそれは、

国王が、戦争権によって自らの権原を喪失するまでであり、また、貴族院が、この国の敵や侵略者との共謀——その行為は貴族院から戦争権によって彼ら自身の利益や特権を敵同様に没収する原因であった——によって自らの権原を喪失するまでであった。その [=国王と貴族院の自滅的な行為] 結果、当然ながら、すべての権威は庶民院に委ねられたのである

33) 但し、ニーダムの要約とギー自身の定義は、語順が若干異なる。ギー自身の説明によれば、「篡奪 *usurpation*」とは、「統治に関する、正当な [神からの] 召命 *calling*、権利、権原を欠いたまま、あたかも権威の座を所有し、かつ、権力を行使することが当然であるかのように権威の座を不法占拠すること」(Gee [1650], p. 1. 強調は引用者。)。重要なのは、この違いが単なる語順の問題ではなく、重視する項目のそれであれば、ギーの最大の強調点は、ニーダムの要約とは異なり、「正当な [神からの] 召命」におかれていることになる。

そして、この「正当な [神からの] 召命」は、ソロモン以降は、「[人民からの] 要請」という形で表現されることをギーは強調している (*ibid.*, p. 3.)。この「要請」は、統治の客体の意志を踏まえた統治の必要性を説く議論に繋がっている。ギーは、ここで、アリストテレスの僧主論を用いて、「要請」のない統治機関を、「自作自演 *self-created*」で「自己による権威付け *self authorised*」に基づく権力に過ぎないとする (*ibid.*, p. 4.)。

34) ギー自身の言葉として措定可能なのは、以下である。‘...(F)undamentall government is, and hath been anciently and confessedly constituted, and placed in a King, an House of Peers, and an House of Commons sitting in a collaterall, or coordinate rank, in regard of supremacy of power...’ (*ibid.*, p. 5.)

(CCE, pp. 36-37.)。

ニーダムの同様の論理は、ギーの二つ目の批判に向けられる。ギーは庶民院の多数派の意志を現政府が無視する現状もまた権力の篡奪であると批判するが、ニーダムは、「敵と侵略者に歩み寄る」庶民院議員は、戦争権を行使したのと同様なので、それによって分有する統治権を自ら喪失したのであった (CCE, p. 37.)。

次にニーダムの批判は、現政府は「人民からの要請」を欠くというギーの主張にむけられる。「人民からの要請のみが合法的な為政者を選任」するのであれば、有史以来、イングランドにはそのような為政者はほとんど存在しなかったし、また人民の要請も同意も得ずに為政者は力によってその地位を獲得してきた (CCE, pp. 37-38.)。もちろんイングランドの歴代国王も例外ではない。つまりわれわれ英国人は歴史上、力でその地位を獲得した (ギーが言うところの)「非合法的な為政者」に服従し続けてきたことになる。しかしギーも、歴代の国王の全てが「非合法的な為政者」とはいわないであろう。そうであれば、力でその地位を獲得した現在の政府もまた合法的な為政者であり、それへの服従は合法と言うべきとニーダムは結論する (CCE, p. 38.)。加えてニーダムは、同意の必要性一般を自分は否定しないが、それは平時に必要なのであって、内乱で国を二分した以後は、「暗黙の、暗示的な同意で十分」であるという (CCE, p. 39.)。この「暗黙の、暗示的な同意」が何かについては、第一部第五章で三つの事例が列挙されつつ議論される。

第一部第四章の議論を終えるにあたって、ニーダムは、戦争権が、国と国との戦争においてのみ有効であって、一国内の戦闘である内乱の場合は有効性を失うという異論にも反駁する。ニーダムは、グロティウスの『戦争と平和の法』第二卷第十八章第二節を引用しつつ、内乱の場合も、対外戦争と同様に、合い争う党派を国と見なすべきとする³⁵⁾。

35) 但し、ニーダムが戦争権と関連付けて引用している該当箇所でのグロティウスの議論は、一国を代表する権利としての使節権について論じている。つまりグロティウスは、一国全体を正当な

ニーダムによる共和国政府の正当化論は、権威（合法性）の所在を単独で議論せず、権力から権威が生じるとする立場に基づき、また内乱以前の国王と議会による主権の分有という議論の枠組み自体を放棄するのではなく、その前提の中でいまだに有効な政治命題を取り出しつつ、そこにグロティウスの戦争権の議論を媒介させた解釈であった。

6 服従契約の有効性

服従が個人々の安全と法的保護という利益を与え、力が統治者の合法性を担保するとしても、新しい権力者への服従を個人々が決定するには、次の問題を解決する必要がある。それは、旧来の服従契約や服従義務は、新しい政治的状況において無効になるのかどうかである。ニーダムが、政体・王朝の時間的有効性、力による正当性の獲得を強調する点については既に言及したが、服従契約の有効性の問題も、この考え方と関連付けて、第一部第五章で議論が展開される。ここでもニーダムの答えは明快である。

服従契約の有効性に関する議論においても、巧妙に言説を駆使するニーダムの資質が遺憾なく発揮されている。ニーダムは、国王への服従契約の有効性を強調することで共和国政府に対抗する王党派ロバート・サンダスン Robert Sanderson (1587-1663)³⁶⁾ の著作 *De juramenti promissorii obligatione praelectiones septem* (1647) に言及しつつ、その意図とは反対の現体制への服従の根拠を、サンダスン自身の議論から引き出すのである。

良心の呵責なく「民衆」が共和国体制へ服従するよう説得するためにニーダムは、二つの観点から、国王との忠誠誓約と「厳粛な同盟と契約」(1643年) という旧来のふたつの服従契約の無効を結論する。第一に、それらが、政治的

に代表するものが判然としない場合に、他国がいかなる外交姿勢で臨むべきかを論じている。したがって、戦争権を直接に議論しているわけではない（グローチウス [1950], 660-661ページ）。
36) サンダスンも決疑論者なので、良心 *conscience* の重要性を強調している。この点は、Lake [1988]、Wood [1948] を参照。また彼は、エンゲイジメント論争参加者であるアスカムに対して、議論をおこなっている（Sanderson [1649]）。

な誓約である点、つまり、神との契約のような宗教的誓約が無条件的・無期限の性格を持つとは異なり、仮言命法的・時限的側面を持つ点を強調する。つまり、それら二つの誓約は、「政治的状況判断に基づいた政治目標のための政治的な紐帯」であるので、新しい政治状況においては、無効になり新しい服従関係に取って代わられるべきものとニーダムは言明するのである (CCE, p. 41.)³⁷⁾。

そのことからニーダムは、第二の観点、つまり、政治的な誓約は特定の条件下でのみ有効であり、条件が変われば誓約は失効する点からの議論が必要であると認識している。これについて、ニーダムは、サンダスの著作から引用しつつ、あらゆる服従契約が内包する「暗黙の諸条件」を三つ列挙することで、政治的誓約が有効である諸条件を明らかにしている。

まずニーダムは自らの言葉である「諸条件」が、サンダスの「想定 suppositions」に相当すると断ってから、彼の著作のラテン文を英訳しつつ第一の「条件」を、誓約内容は、中立的な第三者がなす解釈によって確定される必要性に求める。つまり、「その [=誓約] 言葉は、それを悪意や特定の利害関係者への好意のために曲解するのではなく、偏りなく公平な構文において正確に解釈されなければならない」(CCE; p. 42; Sanderson [1647], pp. 41-44.) のである。このサンダスの言葉から、ニーダムは、特に、「厳粛な同盟と契約」(1643年)を自らに有利に拡大解釈している長老派を中心とする集団を批判する。ニーダムによれば、「国王と議会の特権」とが維持されるべきとの条項は、「[この国の] 宗教と自由とを保護」する目的のためであって、これを離れて有効なのではない (CCE, p. 42.)。そしてまたニーダムは、グロティウスやセネカなども引用しながら³⁸⁾、契約当事者の一方が契約条件を遵守しなかった場合、その契約自体が無効になること、一旦無効になった契約は明示的に同意し

37) 三つの強調は、引用者による。ニーダムは、「厳粛な同盟と契約」を、基本的には、宗教に関する契約と見なすものの、忠誠誓約と同様に「政治的目的と利害」の契約と解している (CCE, p. 41.)。

38) セネカ『善行について』第四卷第三十五・三十九章。

ない限り効力を取り戻さないことなどを強調しつつ、上記ふたつの契約は、現在において無効と断ずる (CCE, p. 44.)。つまり、サンダスンも言うとおり、「敬虔で慎慮ある人で、当該事項に無関係で利害関係を持たない人」が解釈するように、誓約は解釈されるべきというのが、ニーダムの指摘する誓約の第一の「条件」であった (CCE, p. 43.)。

服従契約一般が前提とする「諸条件」の第二のものは、誓約が取り交わされた事態が既に変更してしまった場合、その変化自体を受け入れて、新しい事態への対応こそが求められているとニーダムは言う (CCE, pp. 44-45.)。この条件から、ニーダムは、古い体制に変わって実効支配する新しい政治体制を確立されたことこそが、「神意」の表れだとする。

少なくとも、神意の寛大な御手によって、古い政治体制とはきわめて異質な新しい体制が、現在、確立されていることを、全ての者が認めるのであれば、神は彼らの継続 [=古い支配体制の継続] の容認を望んでいないというのが率直な解釈であろう (CCE, p. 46.)。

したがって、現在の政治体制に従うことこそが、神意にもかなうとニーダムは言うのである。以上のように政治的な側面でふたつの契約が無効であることを論じたニーダムは、良心の側面からの議論を追加的におこなう。ニーダムは、「ローマ人の手紙」第十三章を引用しつつ、すべての権力は神に由来し、それが「服従の必要性を各私人の良心に納得させる」。つまり、権力者が権力者たるゆえんを問わずに服従することである。ニーダムにとって、現在の共和国体制に従うことは、いわゆる暴君放伐論の観点からではなく、徹頭徹尾、契約の有効性の観点から正当化されるのである。

しかしニーダムは、この議論の弱点も認識しているので、次のような付加的説明をおこなう。さきの内乱の渦中で、勝者が議会か国王かが決していない段階で、議会が国王に服従しなかった行為は上記の条件に反すると批判されるかもしれないとニーダムは言って、至高の権力とその運用とを区別する必要を説

く (CCE, p. 47.)。

[国王と議会との間の] 論争は、最初は、国王の統治権そのものではなく、失政によってそれが乱用されていた点に関してであった。その失政を糊塗するために国王は軍事力を用い、戦争の論理によってその権利を失ったのである。そして既に論証したことであるが、[その結果] 権力は現在の所有者のものとなった…… (CCE, pp. 47-48.)。

つまりニーダムによれば、「ローマ人の手紙」の該当部分は、

平和時に、恣意的な権力行使をおこなっているすべての権力への服従と忠誠を意味するのではなく、戦争権、相続、その他の方法によって適切な権原に基づくすべての至高の権力への服従と忠誠を意味するのである (CCE, p. 48.)。

さらにニーダムは自らの聖書解釈の妥当性を補強するために、「宗教改革を支える二大柱」であるカルヴァン³⁹⁾とマーティン・ブーサー⁴⁰⁾という二人のプロテスタント神学者の註解にも言及する (CCE, pp. 48-49.)。これらの偉大な神学者が共通して認めるのは、以下のことである。

すべての至高の権力は神のものであり、その使徒 [=パウロ] はそれへの

39) カルヴァンからニーダムが引用しているのは、「ローマ人の手紙」第十三章第一節の「上に立つ権力」についての註解である。「使徒は、たしかに、この言い方 [=上にある権力] をすることによって、[王国や領地の統治をする人は、いかなる権利によってこの権力を得たのか]と問うのをつねとする人々の軽薄なせんざくにとどめを刺したものである、とわたしには考えられる。しかしわれわれはかれらが司ることに不満はもたない。なぜなら、かれらは自身の力によってこの高い地位にのぼったのではなく、主の御手によってそこに置かれたからである」(カルヴァン [2005], 347-348ページ)。

40) ニーダムの上司であるジョン・ミルトンが、ブーサーについて次のように書いている。「マーティン・ブーサー氏はキリストの教会でもっとも信仰の厚い博士のひとりであり、まれにみる学問的素養、諸事にわたる該博な知識、加えて透徹した知力、豊富な読書量をはじめとするもろもろの徳において、現代の何人にも、まず劣ることなく、比肩しうるものとして見出しがたく、屹立している。また聖書の註解において、当代随一を誇る厳密な研究を重ねてきたという称賛を恣にしている。」(ミルトン [1992], 9-10ページ)。

服従を命じ抵抗を禁じた。そこで、われわれイングランドの状況に関して明白なのは、われわれは現政府に服従すべきであり、いかなる個人も、現政府を動揺させたりその任から強引に退かせたりする行為が合法だとかれの良心を納得させるような正当な理由を、「[ローマ人の手紙]第十三章の」神の御言葉から引き出すことはできないということである (CCE, p. 49)。

ニーダムによれば、至高の権力への抵抗という非合法的な行為を良心に強いるような忠誠契約など存在しないのである (CCE, p. 49)。

ニーダムが重視するあらゆる契約が前提とする第三の条件は、グロティウスがその著『戦争と平和の法』第二巻第十三章で論ずるように、「誓約」は、「その契約相手の資質や状況が変更された場合、例えば、為政者であったものが為政者でなくなった場合には、もはや効力を有しない」のである (CCE, pp. 49-50)。

以上の議論より、ニーダムは、第一部第五章の結論として次のように言う。統治形態や統治者が変わるのは、力の圧倒であり、そして、現在のイングランドの場合、旧来の契約や義務が結ばれたときの状況や統治者が変わってしまい、新しい政府と統治者が成立しているのであるから、古い服従義務は完全に消滅してしまっている (CCE, p. 50)。そしてまた、国王への忠誠宣誓と「厳粛な同盟と契約」が結ばれた状況と条件は、現在の共和国政府が成立したことでまったく変わってしまっている。したがって、旧政府への服従はもはや完全に有効性を失ったのである。「服従 [義務] が消滅したならば」、その結論は明白である。ニーダムによれば、それは、

上記のいずれの契約も王党派や長老派が現在の政府への服従を拒否したり、新たな内乱を仕掛けることを正当化する十分な根拠とはなりえないということである (CCE, p. 50)。

そして、旧来の服従契約が無効になった現在、実効支配している新しい統治者に従うことこそが、「神意」であり、「良心」の命ずるところでもあるとニーダムは強調するのである。

III おわりに——決疑論的思考の帰結

これまでの分析が示すように、『イングランド政府という事例に関する摘要書』第一部でのニーダムによる政体選択に関する議論は、判断する「民衆」への期待に基づいていた。つまり「民衆」は、状況把握能力によって現時点でも有効な政治の諸原理を分別しつつ、それらを基に、類推的思考力を用いて想定外の現実に対応する必要があった。

そして、以上のようなニーダムの決疑論的説明を支えているのが、実効支配するもの＝物理的な力を持つものへの着目であった。ニーダムによれば、現在、統治権を担っている共和政こそが、「民衆」の安全を確保する実行力を有し、しかも従前の国王への服従契約は事実上破棄されており、したがって、「現在の政府に服従することは、公正 equity, 有益 utility, そして必要 necessity」でさえあるのであった (CCE, title page)。以上のことを「民衆」に納得させ、現存する政体への自主的な服従を調達するために、ニーダムは、古典古代のギリシャ・ローマの事例や思想家の言説、グロティウス、そしてエンゲイジメント論争に参加した同時代の政論家・宗教家の様々な議論や多様な歴史的事例を紹介、参照、論評しつつ、自らの議論を展開したのであった。

しかしニーダムの決疑論的議論と力への着目とのバランスは非常に微妙である。換言すれば、ニーダムの議論は、「民衆」の自己判断に重きを置く構造を基本的には有しているにも拘らず、権力への単なる服従の薦め、あるいは、その時々権力者へ服従するニーダム自身の自己弁護の色彩を完全に拭い去ることができないのである。

そのひとつの理由は、決疑論的思考自体が内包する限界やジレンマの存在である。それは、既存の価値判断を類推的に新しい事態に適用することによって

当面の問題を解決できるものの、それが力の論理をより重視すれば、対症療法的、もしくは現状追認的になる可能性を内包している点である。前者の場合、状況の変化が新しい問題を生ずる連鎖が永続的に続く状態を招来するので、常に「民衆」は、個人として判断し続ける必要が生ずる。そして、判断し続ける「民衆」は聖書などの典拠に基づいて判断をおこなうが、特定の問題に対して参照すべき事例が何であるのかについての共通理解そのものが個々人によって大きくブレる可能性、つまりホッブズが「説教師」の私的判断を民衆扇動の要因として懸念したような政治的不安定をふたたび招来する危険性があるのである。ニーダムの議論は、この種の危険性に対して楽観的であったのか、それとも想定済みであったのであろうか。また後者の場合、つまり現状追認的な意思決定の勧めであった場合、現存する共和国体制への服従の必要論は、「民衆」の判断力が力あるものとして眼前の体制を解釈する限りでの条件付の擁護論という色彩が濃厚になる。それは、厳密な意味での共和政擁護論ではない。

以上の点についてのニーダムの議論の含意を見極めるためには、力の論理に基づくニーダムの服従説を支える、権力の流転説について、さらなる考察が不可欠になる。具体的には、次のような二つの論点が考えられる。第一に、かつて今井宏が鋭く指摘したように、現在は権力を持つ共和国政府も万物流転の説に則れば、「それを積極的に擁護していく根拠がなくなってしまう」という問題である⁴¹⁾。第二の論点は、プラトンの政体論を、政体の流転説の典拠として利用するものの、各単純政体の混合に関する議論や、各政体に墮落形態とそうでないものがあるとする議論には、まったく言及しない点をどのように考えるのかである⁴²⁾。つまり、これらの二つの問題について考察するためには、他の政体との比較を含むニーダムの共和政論がどのようなものであり、また、ニー

41) 今井 [1984], 262ページ。

42) つまりニーダムの議論は、政体の変遷や循環の原因に一定の原因や論理性を見出すことがない。他方でハリントンのそれは、既存の政体が次の政体を準備するという視点があり、また、共和政にとって望ましい現在の状態、つまり望ましい循環・流転の状態を、土地均分相続法 (agrarian law) によって固定しようとする発想がある。この点に関する詳細な比較は、別稿でおこないたい。

ダムの決疑論が前提とする、適切な状況判断能力と類推的思考力を持つ「民衆」とは誰のことなのか⁴³⁾、そしてそれらの能力は卓越性と呼ばれるような高度な能力なのか、がさらに問われる必要があるのである。

そのためには、本稿で焦点を当てた『イングランド政府という事例に関する摘要書』の第一部に加えて、その第二部「君主政の統治よりも自由国家 free state が優れている点に関する議論 (CCE, title page)」を詳細に分析する必要がある⁴⁴⁾。これが次の課題である。

参考文献

CCE: P. A. Knachel ed., *The case of the commonwealth of England stated*, Charlottesville: VA, 1968.

Gee, Edward [1650], *An Exercitation Concerning Usurped Powers*, Thomason/90: E. 585 [2].

Sanderson, Robert [1647], *De juramenti promissorii obligatione praelectiones septem*, Wing/S 582.

——— [1649], *A resolution of conscience*, Wing (2nd ed.)/S 627A, Thomason/E. 584 [8].

DNB: *The Dictionary of National Biography online*, Oxford.

OED: *The Oxford English Dictionary on CD-Rom*, 2nd ed., Oxford, 2004.

Pyle, Andrew ed. [2000], *The Dictionary of seventeenth-century British philosophers*, vol. 1, Bristol, pp. 331-332.

Bliss, P. ed. [1817], *Athenae Oxonienses*, vol. 3, London.

新約 [2004]: 新約聖書翻訳委員会訳, 『新約聖書』岩波書店。

カルヴァン [2005], 『新約聖書註解Ⅶ ローマ書』新教出版社。

グローチウス [1950], 『戦争と平和の法』第二巻, 巖松堂書店。

ジョン・ミルトン [1992], 『離婚の自由について』未来社。

43) ニーダム研究に限らず、イングランドの内乱期の研究においても、民衆 (people) が庶民をさすのか、あるいは、爵位貴族と対照されたある種のエリートを指すのかという階層性の確定は、その思想の性格を規定する際には常に問題になっている。この点に関しては、共和主義思想に限っても、Hill [1958], Smith [1995], Glover [1999] を参照する必要がある。

44) 第二部の冒頭では、王党派、スコットランド人、長老派、レヴェラーズの現状分析と国内安定化のための処方箋とが「不可能」で「不都合が多い」ことを議論したあとで、「現在イングランドで確立されている自由国家もしくは共和国の優越性とそれによって得られる幸福」について議論される旨が記されている (CCE, p. 51.)。

- 今井 宏 [1984], 『イギリス革命の政治過程』 未来社。
- 宇羽野明子 [2001], 「フランス人文主義の友愛観への一考察——ラ・ボシエの『自発的隷従性』をめぐって——」, 『法学雑誌』, 第48巻第1号, 190-230ページ。
- 加藤喜代志 [1983], 「共和政初期の『エンゲイジメント論争』におけるホップズとニーダム」, 宮本憲一他編『市民社会の思想』 御茶の水書房, 5-30ページ。
- 小泉 徹 [1980], 「エリザベス朝聖職者の思考様式——ウィリアム・パーキンズの決疑論——」, 『史学雑誌』, 第89編, 302-342ページ。
- 鈴木朝生 [1994], 『主権・神法・自由——ホップズ政治思想と17世紀イングランド——』 木鐸社。
- 竹澤祐丈 [2002a], 「ポーコック以後のジェームス・ハリントン研究——統治組織論と宗教性——(1)」, 『経済論叢』, 第169巻第3号, 27-38ページ。
- [2002b], 「ポーコック以後のジェームス・ハリントン研究——統治組織論と宗教性——(2)」, 『経済論叢』, 第169巻4号, 47-62ページ。
- [2002c], 「シヴィック・ヒューマニズムと経済学の成立」, 『調査と研究』, 第25号, 22-48ページ。
- [2006], 『『平等なコモンウェルス』としてのオシアナ共和国』, 田中秀夫他編『共和主義の思想空間——シヴィック・ヒューマニズムの可能性——』 名古屋大学出版会, 14-46ページ。
- 中村雄二郎 [1965], 『バスカルとその時代』 東京大学出版会。
- 半澤孝磨 [2003], 『ヨーロッパ思想史における〈政治〉の位相』 岩波書店。
- 山田園子 [1994], 『イギリス革命の宗教思想』 御茶の水書房。
- リチャード・E・ルーベンスタイン [2008], 『中世の覚醒——アリストテレス再発見から知の革命へ——』 紀伊國屋書店。
- Anthony, H. Sylvia [1966], 'Mercurius Politicus under Milton', *Journal of the British Studies*, 27, pp. 593-609.
- Burgess, Glenn [1986], 'Usurpation, obligation and obedience in the thought of the Engagement controversy', *Historical Journal*, 29, pp. 515-536.
- Davis, J. C. [1981], 'Pocock's Harrington: grace, nature, and art in the classical republicanism of James Harrington', *Historical Journal*, 24, pp. 683-697.
- Donagan, Barbara [1988], 'Codes and conduct in the English Civil War', *Past & Present*, 118, pp. 65-95.
- [1999], 'Casuistry and allegiance in the English Civil War', in Derek Hirst & Richard Strier eds., *Writing and political engagement in seventeenth-century England*, Cambridge, pp. 89-111.
- Frank, Joseph [1980], *Cromwell's Press Agent: A Critical Biography of Marchmont*

- Nedham, 1620-78*, Lanham : MD.
- Fukuda, Arihiro [1997], *Sovereignty and sword: Harrington, Hobbes, and mixed government in the English civil wars*, Oxford.
- Glover, Samuel Dennis [1999], 'The Putney debates: popular versus elitist republicanism', *Past & Present*, 164, pp. 47-80.
- Hill, C. [1958], 'James Harrington and the people', in his *Puritanism and revolution: studies in interpretation of the English revolution of the 17th century*, London, pp. 269-281.
- [1990], 'The word "revolution"', in his *A Nation of change and novelty*, London, pp. 82-101. (小野功生, 圓月勝博訳『十七世紀イギリスの急進主義と文学』法政大学出版局, 1997年, 111-135ページ。)
- Jones, David Martin [1999], *Conscience and Allegiance in seventeenth century England: the political significance of oaths and engagements*, Rochester: NY.
- Lake, Peter [1988], 'Serving God and the times: the Calvinist Conformity of Robert Sanderson', *Journal of British Studies*, 27, pp. 81-116.
- Orr, D. Alan [2002], *Treason and the state: law, politics, and ideology in the English civil war*, Cambridge.
- Pocock, J. G. A. [1975], *The Machiavellian moment: Florentine political thought and the Atlantic republican tradition*, Princeton: NJ.
- [1977], 'Historical Introduction', in his ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, pp. 1-152.
- Rachum, Ilan [1995], 'The meaning of "revolution" in the English Revolution 1648-1660', *Journal of the History of Ideas*, 56, pp. 195-215.
- Rahe, Pail A. [2008], *Against Throne and Altar: Machiavelli and political theory under the English republic*, Cambridge.
- Rose, Elliot [2008], *Cases of conscience: alternatives open to recusants and puritans under Elizabeth I and James I*, Cambridge.
- Sampson, Margaret [2002], 'Laxity and liberty in seventeenth-century English political thought', in Edmund Leites ed., *Conscience and casuistry in early modern Europe*, Cambridge, pp. 72-118.
- Scott, Jonathan [1993], 'The rapture of motion: James Harrington's republicanism', in N. Phillipson and Q. Skinner eds., *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge, pp. 139-163.
- [2000], *England's troubles: seventeenth-century English political instability in European context*, Cambridge.

- [2004], *Commonwealth Principles: republican writing of the English revolution*, Cambridge.
- Skinner, Quentin [1998], *Liberty before liberalism*, Cambridge. (梅津順一訳『自由主義に先立つ自由』聖学院大学出版会, 2001年。)
- [2002], 'Conquest and consent: Hobbes and the engagement controversy', in his *Visions of Politics*, vol. 3, Cambridge, pp. 287-307.
- Slights, Camille Wells [1981], *The casuistical tradition in Shakespeare, Donne, Herbert, And Milton*, Princeton: NJ.
- Smart, I. M. [1976], 'Edward Gee and the matter of authority', *Journal of Ecclesiastical History*, 27, pp. 115-127.
- Smith, Nigel [1995], 'Popular republicanism in the 1650s: John Streater's "heroick mechanicks"', in D. Armitage, A. Himy, & Q. Skinner eds., *Milton and republicanism*, Cambridge, pp. 137-155.
- Snow, Vernon F. [1962], 'The concept of revolution in seventeenth-century England', *Historical Journal*, 2, pp. 167-174.
- Sommerville, C. J. [1992], *The secularization of Early Modern England: from religious culture to religious faith*, Oxford.
- Sullivan, Vickie B. [2004], *Machiavelli, Hobbes, and the formation of a liberal republicanism in England*, Cambridge.
- Thomas, Keith [1993], 'Cases of conscience in seventeenth-century England', in John Morill, Paul Slack, & Daniel Woolf eds., *Public duty and private conscience in seventeenth-century England*, Oxford, pp. 29-56.
- Vallance, Edward [2001], 'Oaths, Casuistry and equivocation: Anglican responses to the Engagement controversy', *Historical Journal*, 44, pp. 59-77.
- Wallace, J. M. [1964], 'The Engagement controversy, 1649-52: an annotated list of pamphlets', *Bulletin of the New York Public Library*, 68, pp. 384-405.
- [1968], *Destiny his choice: the loyalism of Andrew Marvell*, Cambridge.
- Wood, Thomas [1948], 'A great English casuist', *Church Quarterly Review*, 147: 293, pp. 29-45.
- Worden, Blair [1981], 'Classical republicanism and the Puritan revolution', in Hugh Lloyd-Jones, Valerie Pearl Valerie, & Blair Worden eds., *History and Imagination: essays in honour of H. R. Trevor-Roper*, London, pp. 182-200.
- [1991], 'English republicanism', in J. H. Burns ed., *The Cambridge history of political thought, 1450-1700*, Cambridge, pp. 443-475.
- [1994], 'Marchamont Nedham and the beginnings of English republican-

- ism, 1649-1656', in David Wootton ed., *Republicanism, liberty, and commercial society, 1649-1776*, Stanford: CA, pp. 45-81.
- Worden, Blair [1995a], "'Wit in a Roundhead": the dilemma of Marchamont Nedham', in Susan Dwyer & Mark A. Kishlansky eds., *Political culture and cultural politics in early modern England: essays presented to David Underdown*, Manchester, pp. 301-337.
- [1995b], 'Milton and Marchamont Nedham', in David Armitage & Armand Himy eds., *Milton and republicanism*, Cambridge, pp. 156-180.
- [2001], 'The question of secularization', in Alan Houston & Steven C. A. Pincus eds., *A nation transformed: England after the Restoration*, Cambridge, pp. 20-40.
- [2007], *Literature and Politics in Cromwellian England*, Oxford.
- Zagorin, Perez [1997], *A history of political thought in the English Revolution*, Bristol.

【付記1】 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤C：20530168）の研究成果の一部である。

【付記2】 本稿は、日本イギリス哲学会第38回関西西部会例会（2008年7月5日）での発表の一部に基づいている。